

【参考】県民割支援の運用変更について

背景・考え方

- ◎ 安全・安心の旅行環境を確保する観点から、県民割支援に当たっては、**ワクチン接種証明やPCR検査陰性証明等を支援要件として運用。**
 - ⇒ 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部（R4.1.19）において、**ワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しないとする基本的対象方針の変更。**
 - ⇒ **県民割支援の停止ルールの追加。**

【現在の県民割支援の停止ルール】

- ① レベル3相当以上と都道府県知事が判断した場合
- ② 緊急事態宣言措置を実施すべき区域として公示された場合

支援停止ルールの追加

支援
停止

- ① **まん延防止等重点措置の対象となった都道府県の県内旅行のうち、措置区域を発着する旅行**
- ② **措置区域への隣接県民による旅行**
- ③ **措置区域の居住者による隣接県への旅行**

※都道府県知事の判断により県内全域を対象として①～③の措置を講じることも可能